

令和 8 年度 固定資産税 (償却資産)

申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税（償却資産）の申告の時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有している方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在上尾市内に所有する当該償却資産を申告していただくことになっております。

つきましては、申告書等を同封いたしましたので所定事項を記載のうえ、申告してください。償却資産の有無にかかわらず、必ずご提出をお願いいたします。

申告書の提出期限…令和 8 年 2 月 2 日 (月)

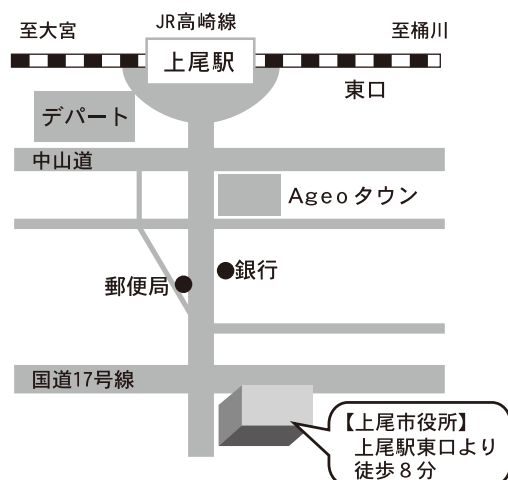
- 提出期限は2月2日ですが、提出期限間近の資産税課窓口は混雑が予想されますので、なるべく令和8年1月16日(金)までに提出して下さるようご協力をお願いいたします。
- 申告後に住所・名称等の変更があった場合はご連絡ください。
- 申告書控え(受付印押印済)の返送を希望される場合は、申請書のコピー(上部に「控用」と記入したもの)及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告書の提出・問い合わせ先

上尾市役所
資産税課 償却資産担当

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
TEL 048-775-6649(直通)
FAX 048-775-9846

ホームページアドレス <https://www.city.ageo.lg.jp/>
 受付時間：月曜日～金曜日
 午前8時30分から午後5時00分まで



上尾市

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算出されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。申告の対象となるのは令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産 ※1
(取得価額20万円未満の資産で、3年間で一括償却するものを除く)
- 簿外資産（償却済資産を含む）
- 建設仮勘定で経理されている資産で、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供している資産
- 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産
- 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されている資産
- 割賦購入資産で割賦金の完済していない資産であっても、すでに事業の用に供している資産
- 遊休資産・未稼働資産であっても、事業の用に供することができる状態にある資産
- 社宅用・宿舍用・寮用の償却資産で減価償却できる資産
- 償却資産の価値を増加させるための費用は、改良費として本体とは別に申告してください。
- テナントが取り付けした建物附属設備（テナントの方から償却資産として申告してください）

※1 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。

○＝申告対象 ×＝申告対象外

	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
償却方法					
① 個別減価償却		○	○	○	○
② 中小企業特例		○	○	○	
③ 一時損金算入		×			
④ 3年一括償却		×	×		

②～④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

また、地方税法施行令第49条ただし書により、ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

2.償却資産の種類

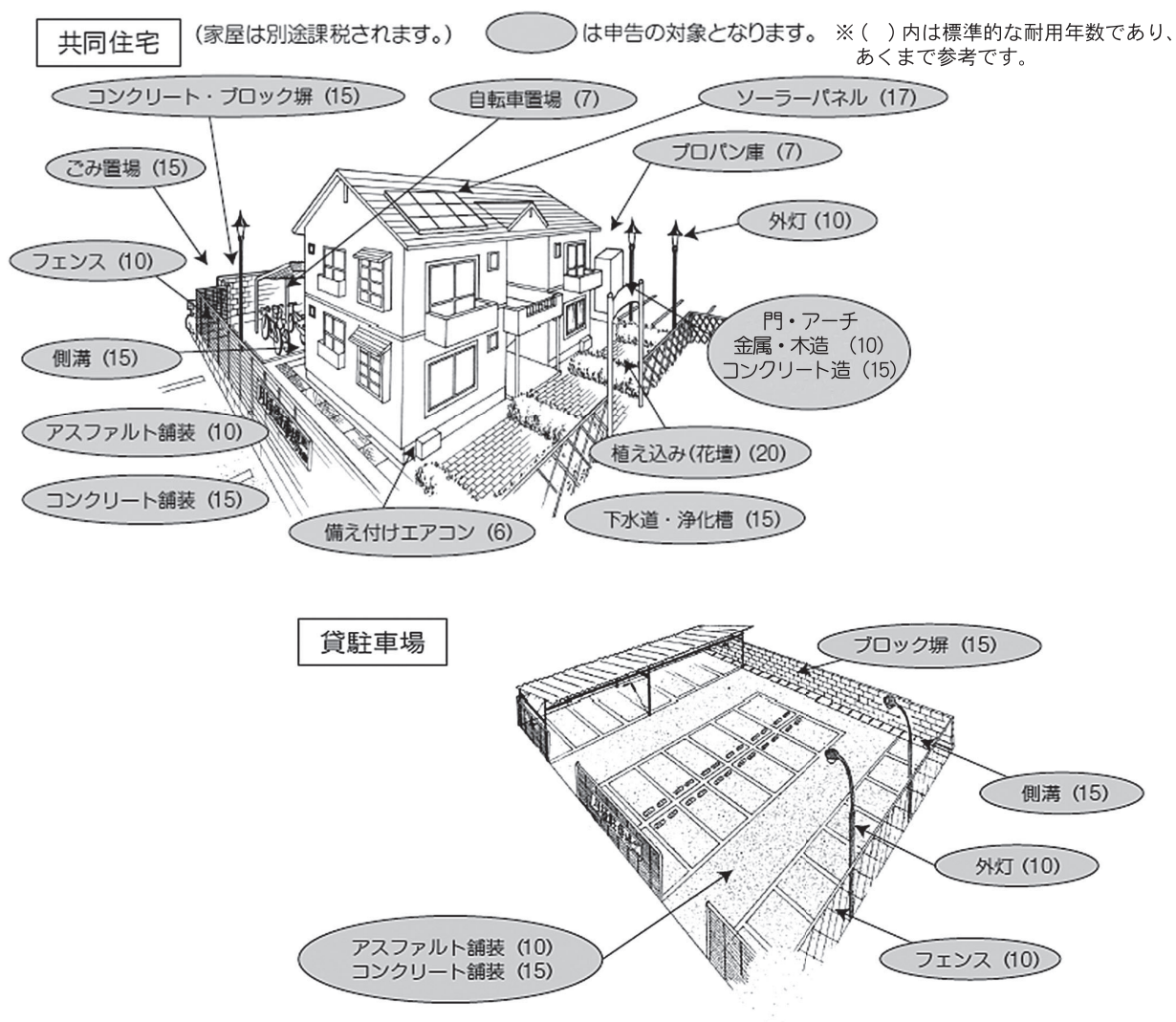
資 産 の 種 類		主 な 資 産 の 内 容
第 1 種	構 築 物	門、ブロック塀、フェンス、構内舗装（駐車場舗装を含む）、屋外排水溝、駐輪場、植栽、その他土地に定着した土木設備又は工作物
	建 物 附 属 設 備	建物附属設備は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価いたしますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。 1 建物の所有者以外の者が付設した建物附属設備 2 建物の所有者が付設した設備で次に掲げるもの (1) 生産事業の工程上必要な設備 (工場における動力電気設備、製品の洗浄用・冷却用・給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等) (2) 建物から独立した設備 (ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯、電話交換機等) (3) 据付式厨房設備、洗濯設備等のサービス業務用設備 (4) 屋外に設置されているもの (屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管、外構等)
第 2 種	機械及び装 置	電動機、作業機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、その他の機械及び装置、太陽光パネル
第 3 種	船 舶	客船、モーターボート、油槽船、運送船等
第 4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99及び900～999」）、台車、その他運搬具
第 6 種	工具・器具及び備品	取付工具、検査工具、測定工具、型、事務机・椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、コピー機、レジスター、パソコン、プリンター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、エアコン、冷蔵庫等

申告の対象とならない資産

- 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用、その他これに準ずる用に供するものを除く。）
- 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェア等）

＜賃貸住宅、貸駐車場の経営の皆さんへ＞

- ・ 以下のようなものが償却資産として申告が必要です。家屋は別途課税されます。
- ・ 自社の車の駐車スペースや従業員や来客者用の駐車場も対象となります。



償却資産Q & A

- Q ビルオーナーとテナント契約をし、内装工事を行った場合の償却資産の申告は“内装工事一式”で良いのでしょうか？
- A テナントが内装工事をした場合、減価償却の耐用年数等に関する省令別表を参照し、資産ごとに申告してください。（例：受変電設備、屋外の照明設備、屋外の給排水設備、屋外の配管設備、路面舗装etc）
- Q 申告漏れ資産があることが判明した場合どうすれば良いのでしょうか？
- A まず、申告漏れをした年度の修正申告を行ってください。その後、次年度の修正申告を行い、現年度分の申告をするようにお願いします。
- Q 家庭用にも事業用にも使用する備品類は償却資産に該当しますか？
- A 事業用にも使用される限り、償却資産に該当します。

3. 提出書類

対 象 者	申 告 資 産	堤 出 書 類				備 考
		償却資産 申告書	種類別明細書			
			全資産	増加資産	減少資産	
初めて申告される方	・ 令和 8 年 1 月 1 日現在 上尾市内に所有する全ての 資産	○	○	○		全資産を申告 (全資産明細を提出し てください)
	・ 該当する資産がない	○				申告書の20. 該当資産 なしにチェック (P 11参照)
今までに申告 されている方	・ 前年中に増加した資産 ・ 申告もれ資産 (増加)	○		○		} 資産の増加・減 少ともにあった 場合は、両方の 明細書を提出し てください。
	・ 前年中に減少した資産 ・ 申告もれ資産 (減少)	○			○	
	・ 前年中に資産の増減が ない	○				申告書の19. 資産に増 減なしにチェック (P 11参照)
	・ 該当する資産がない	○				申告書の20. 該当資産 なしにチェック (P 11参照)
電算処理により 申告される方	・ 令和 8 年 1 月 1 日現在 上尾市内に所有する全ての 資産	○	○			全資産を申告 (全資産明細を提出し てください)
前年中に解散・ 廃業・休業・合 併・転出等をさ れた方	・ すべての償却資産を処分 し、上尾市内に所有する 資産がない	○			○	申告書の21. 転出・廃業・ 解散・その他の項目を ○で囲み、事由発生日を 記入 (P 11参照)
	・ 令和 8 年 1 月 1 日現在 上尾市内に所有する資産 がある	○		○ ※ 1	○ ※ 1	※ 1 = 増減がある場 合のみ、種類別明細 書を提出

※提出書類(償却資産申告書等)の記載方法については、10ページ以降をご覧ください。

4. 非課税・特例資産をご所有の場合

地方税法第348条の規定による非課税資産(公用または公共の用に供されている資産等)、地方税法第349条の3及び本法附則第15条の規定によって、課税標準額が減額される特例資産(変・送電用資産、ガス事業用資産、産業廃棄物処理施設、一般粉じん処理施設等)があります。当該資産を所有している場合は、それぞれ非課税届出書、特例届出書及びそれを確認できる書類を提出してください。

5. 提出上の注意事項

(お願い)

該当する資産がない場合、解散・廃業・休業・移転等をした場合でも、書面で確認の必要がありますので、お手数ですが申告書にその旨記載の上、ご提出をお願いします。

* 償却資産はその性質上、資産の所在地と事業所等の所在地とは必ずしも一致するものではないため、税務署や法人市民税担当に事業所等の廃止届等をご提出している場合も申告書を送付しています。

- 種類別明細書は、2枚複写となっており、1枚目は提出用、2枚目は控えです。郵送により提出する場合は、提出用のみ同封してください。
- 資産税課のホームページからも申告書をダウンロードできます。
- 圧縮記帳、特別償却、割増償却は固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。
- ファックス・メールによる申告はできません。

6. 電算処理により全資産申告をする場合

- (1) 償却資産申告書については、全国統一様式 **(A4サイズ)** により申告してください。なお、次の事項に留意してください。
 - ア **所有者コードは必ず記入してください。**
 - イ 資産の種類別に、申告書の評価額欄、決定価格欄及び課税標準額欄には評価額を記載してください。ただし、課税標準の特例の適用を受ける場合には、決定価額から特例減少分を減じた後の価額を課税標準額欄に記載してください。
 - ウ **同封の上尾市指定「償却資産申告書」を併せて送付してください。**
- (2) 種類別明細書については、全国統一様式により申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。
 - ア 全国統一様式による記載事項の全てを記載してください。
 - イ **必ず全資産を申告してください。**
 - ウ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。
 - エ 価格の最低限度額は、償却資産の取得価額又は改良費の額の $\frac{5}{100}$ に相当する額です。
 - オ 種類別明細書（減少資産用）も添付してください。

《電子申告のご利用を！》

固定資産税（償却資産）では、*e*LTAXを利用してインターネットによる電子申告ができます。

*e*LTAXの詳細等については、*e*LTAXヘルプデスク（地方税共同機構）へお問い合わせください。

【*e*LTAX ヘルプデスク お問い合わせ案内】

電話番号 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720

受付日 月～金（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は休業）

受付時間 9:00～17:00

ウェブサイト <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エル タ ッ ク ス
*e*LTAX



地方税ポータルシステム

7. 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には地方税法第386条により10万円以下の過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

8. 実地調査・書類調査のお願い

申告後、地方税法第408条に基づき実地調査、又は地方税法第353条に基づき減価償却資産明細書の提出による書類調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。また、この実地調査・書類調査に伴って申告書の修正をお願いすることがあります。その場合の課税は過年度に遡及することもありますのであらかじめご承知おきください。

9. 個人事業主の方について

法人ではなく個人事業主の方について、所有者欄は住民票上の氏名、住所をご記入してください。店舗名は氏名の下に＜屋号＞、店舗・事務所の所在地は＜17市（区）町村内における事業所等資産の所在地＞にご記入ください。

10. 償却資産を共有されている方について

償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名義で記入してください。併せて、申告書右下にある＜22 備考＞共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

11. 償却資産の評価額の算出

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価をし、一品ごとに評価額を算出します。

評価額の算出は、1年目について取得月に関係なく半年償却を行います。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	前年度評価額 × $(1 - \text{減価率})$

※ 減価率は、耐用年数に応ずる減価率を用います。

※ 計算した評価額の最低限度額は、1円ではなく取得価額の5%です。

<耐用年数省令の改正について>

平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

このため、平成21年度以降の評価額の計算は、前年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。(資産の取得時に遡って再計算するものではありません。)

(例) ・自動車製造設備 改正前：12年→改正後：9年
・平成19年に上記設備を12,000,000円で取得した場合

評価額単位：円

年 度	取得価額 前年度評価額	減価残存率	評価額	
平成20年度	12,000,000	0.912	10,944,000	} (旧) 耐用年数12年の 減価残存率で算出
平成21年度	10,944,000	0.774	8,470,656	
平成22年度	8,470,656	0.774	6,556,287	} (新) 耐用年数9年の 減価残存率で算出
平成23年度	6,556,288	0.774	5,074,566	
平成24年度	5,074,567	0.774	3,927,714	
平成25年度	3,927,715	0.774	3,040,050	
平成26年度	3,040,051	0.774	2,352,998	
平成27年度	2,353,000	0.774	1,821,220	
平成28年度	1,821,220	0.774	1,409,624	} 限度額(取得価格の5%)
⋮	⋮	⋮	⋮	
令和2年度	653,620	0.774	600,000	

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。課税標準額は、賦課期日(1月1日)現在における評価額(決定価格)の合計です。(ただし、課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。)

課税標準額 (1,000円未満切捨)	×	税率 (100分の1.4)	=	税額 (100円未満切捨)
-----------------------	---	------------------	---	------------------

※ 土地・家屋を所有されている場合、上記課税標準額に合計されます。

※ 課税標準額が次の金額に満たない場合、上記課税標準額に含まれず、課税されません。
土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円

<減価率及び減価残存率一覧表>

耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率	
		前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 $1 - \text{減価率}$			前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 $1 - \text{減価率}$			前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 $1 - \text{減価率}$
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	60	0.038	0.981	0.962

項 目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	旧定率法	建物以外の一般の資産は 定率法、定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1 / 2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の 5 % (取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価額(1 円)まで
改良費（資本的支出）	区分評価 *改良を加えられた資産と改良費を区分して評価	原則として、区分評価

* 国税の取り扱いの詳細については、税務署等にお問い合わせください。

* 改良費、修理費については資本的支出として資産計上したものは、1 個の資産として申告してください。本体部分と区分して、それぞれの改良部分ごとに評価するものとされています。耐用年数は改良を加えられた償却資産の耐用年数と同一の耐用年数とし、改良を加えた時期を取得時期とします。

12. その他

次のような場合は、資産税課償却資産担当にお問い合わせください。

- (1) 申告書の記載方法がわからない場合
- (2) 都合で期日までに申告ができない場合
- (3) 提出用紙が不足した場合

償却資産申告書の記載例

※ 償却資産の有無にかかわらず申告書は必ず提出してください。

申告年月日を記載してください。

この申告について対応される方の係や税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

事業種目は具体的に記載してください。
資本金等の額は
100,500,000円 ⇒ 100百万円
の様に百万円以上の額を記載してください。

マイナンバー又は法人番号を記載してください。記載した場合、マイナンバーのわかる資料と本人確認書類の写しを添付してください。

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

「有」に該当する場合は「増加償却の届出書」の写しを添付してください。

非課税に該当する資産の価額等は申告に含めないでください。
※新規に取得した非課税に該当する資産については、それを証明できる書類を添付してください。

新規に取得した課税標準額の特例に該当する資産については別途添付書類(5ページ参照)を提出してください。

償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。

賃借している家屋に賃借人が取り付けた建物設備、内部造作等は、賃借人が償却資産として申告してください。

該当する方にチェックしてください。なお、借用資産がある場合は、貸主名称を記載してください。

昨年の申告資産に増減(変更)なしの場合や、該当する資産なしの場合もチェックをし、提出をお願いします。また、転出・廃業・解散等がありましたら事由に○をし、事由発生日を記載してください。

合併の場合は、備考に合併した会社名を記載してください。

受付印		令和 8 年 1 月 16 日		令和 8 令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)												
上尾市長 殿																
所 有 者	フリガナ	さいたまけんあげおしほんちょう3ちょうめ1ばん1ごう			5	個人番号又は法人番号	1234567890123									
	住 所	〒362-0014 埼玉県上尾市本町3丁目1番1号			6	事業種目	サービス業									
	電話番号	048-775-6649			7	資本金又は出資金の額	100 百万円									
	フリガナ				8	事業開始年月	平成 2 年 4 月									
公簿上の住所又は所在地	フリガナ	同上			9	この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 佐藤									
	フリガナ	かぶしきがいしゃ あげお			10	電話番号	048-000-7777									
	フリガナ	株式会社 上 尾			11	税理士等の氏名	税理士 上尾太郎									
氏名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名	フリガナ	代表取締役 上尾-郎			12	電話番号	048-xx-xxxx									
	フリガナ	上尾屋			13	青色申告	☒ 有 ・ ☐ 無									
公簿上の生年月日又は設立年月日	平成 2 年 4 月 1 日			14	特別償却又は圧縮記帳	☐ 有 ・ ☒ 無										
資産の種類	取得価額				15	税務会計上の償却方法	☒ 定率法 ・ ☐ 定額法									
	前年前に取得したもの				16	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	☒ 自己所有家屋 ☐ 借家									
	前年中に減少したもの						☐ 自己所有家屋 ☐ 借家									
	前年中に取得したもの						☐ 自己所有家屋 ☐ 借家									
	計((イ)-(ロ)+(ハ))															
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
2 機 械 及 び 置 装																
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車 両 及 び 具 搬																
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品																
7 合 計																
資産の種類	※ 評価額				※ 決定価格	※ 課税標準額				数 量						
	(イ)				(ロ)	(ハ)				(ニ)						
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
2 機 械 及 び 置 装																
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車 両 及 び 具 搬																
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品																
7 合 計																
資産の種類	※ 評 価 額				※ 決 定 価 格	※ 課 税 標 準 額				数 量						
	(ホ)				(ヘ)	(ト)										
1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円				
2 機 械 及 び 置 装																
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車 両 及 び 具 搬																
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品																
7 合 計																

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

打ち出しの住所・氏名に変更がある場合は、お手数ですが訂正してください。
電話番号、屋号を記載してください。

令和4年度より、押印不要となりました。

この欄の合計額は、前年度申告書の(二)の合計額を打ち出してあります。

この欄の合計額は、種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。

この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。

記載する必要はありません。
(ただし、自社の電子計算機を利用し申告される方は)記載してください。

《種類別明細書（増加資産・全資産用）》

- ◎この用紙には、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産、企業内移動資産等を記入してください。
- ◎初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している全資産を記入してください。
- ◎増加資産のない場合は、この用紙を提出する必要はありません。

申告する年度「8」を記載してください。

取得年月（年号）
資産を実際に取得した年月を記載してください。

取得価額

資産を取得するために要した費用（引取運賃、保険料、手数料、据付費用等の付帯費を含む。）を記載してください。なお、圧縮記帳は固定資産税の評価上、認められていないので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。

所有者コード

申告書の所有者コード欄に記載された番号を転記してください。

資産の名称等

資産の名称は、左詰めで記載してください。
(カナ・漢字どちらでも構いません。)

資産の種類

- 構築物・・・・・・・・・・1
 - 機械及び装置・・・・・・・・・・2
 - 船舶・・・・・・・・・・3
 - 航空機・・・・・・・・・・4
 - 車輛及び運搬具・・・・・・・・・・5
 - 工具、器具及び備品・・・・6
- 資産の種類に対応する1～6までの数字を記載してください。

順番について

- ① 資産の種類、1から順に
- ② 取得年月の古い順に

データ区分
1

令和8年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行 番 号	資産 の 種 類	※ 資産コード		資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額			耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額			※ 課税標準 の 特 例		※ 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要	
						年 号	年	月	十億	百万	千			円	十億	百万	千	円				率
01	1			01	駐車場舗装(A棟)	1	R	7	2	2	200	000	15	0.							0・2 3・4	
02	2	"	"	02	太陽光発電一式	1	R	7	7	4	900	000	17	0.							0・2 3・4	
03	6	"	"	03	POSレジ	1	H	30	11	3	50	000	5	0.							1・2 3・4	R7.5かたまり数入れ
04	6	"	"	04	エアコン	4	R	6	12	6	00	000	6	0.							0・2 3・4	申告漏れ
05	6	"	"	05	パソコン	6	R	7	10	6	00	000	4	0.							0・2 3・4	
06	"	"	"	06										0.							1・2 3・4	
07	"	"	"	07										0.							1・2 3・4	
08	"	"	"	08										0.							1・2 3・4	
09	"	"	"	09										0.							1・2 3・4	
10	"	"	"	10										0.							1・2 3・4	
11	"	"	"	11										0.							1・2 3・4	
12	"	"	"	12										0.							1・2 3・4	
13	"	"	"	13										0.							1・2 3・4	
14	"	"	"	14										0.							1・2 3・4	
15	"	"	"	15										0.							1・2 3・4	
16	"	"	"	16										0.							1・2 3・4	
17	"	"	"	17										0.							1・2 3・4	
18	"	"	"	18										0.							1・2 3・4	
19	"	"	"	19										0.							1・2 3・4	
20	"	"	"	20										0.							1・2 3・4	

◎網目印刷の部分は、記入する必要はありません。

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかを選択してください。

数量

単位を付けずに右詰めで記載してください。

2019年に取得した資産は、
4月までは 平成（H）
5月からは 令和（R）
としてください。

増加事由

- 1…新品取得
 - 2…中古取得
 - 3…移動による受入れ
(受入時期を摘要欄に記載)
 - 4…その他
(事由を摘要欄に記載)
- 該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

摘要

移動、申告漏れ等の理由により取得年月が平成20年12月以前で、かつ省令改正により、耐用年数が変更された資産については、改正前の耐用年数を記載してください。
その他価格の決定に必要な事項（申告漏れ・特例等）を記載してください。

他自治体にある事業所で購入した事業資産を上尾市にある事業所に移設した場合は、取得価格・取得年月・耐用年数をそのまま引き継ぎ、種類別明細書の増加事由は3 移動による受け入れ、としてください。

《種類別明細書（減少資産用）》

◎この用紙には前年度までに取得した資産のうち令和8年1月1日までに売却、滅失、他市町村への異動等の事由で、資産が減少した場合に記載してください。

なお、記載にあたっては、同封の償却資産全件リスト（前年度までに申告された全資産の一覧表です。電算処理による申告をされている場合は同封されません。）を参考に、資産の種類・資産の名称等を記載してください。

◎減少資産のない場合は、この用紙を提出する必要はありません。

資産の種類
資産コード
資産の名称等
数量
取得年月
取得価額
耐用年数

同封の償却資産全件リストを参照し、記載してください。
（前年度電算申告をされた場合には出ません。）

所有者コード
申告書の所有者コード欄に記載された番号を転記してください。

申告する年度「8」を記載してください。

データ区分
9

令和8年度 種類別明細書（減少資産用）

整理番号	※所有者コード	所有者名	枚の中
6000	10000000	株式会社上尾	1
第二十六号様式別表二（提出用）			
耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要
9		1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 1 全部 2 一部	
		1・0・3・4 0・2	
		1・0・3・4 1・0	一部減少 残数量10 残金額200000円
		1・2・3・4 1・2	
		1・2・3・4 1・2	

減少の事由及び区分
必ず該当する番号を○で囲んでください。

事由 1…売却
2…滅失
3…移動
4…その他
（事由を摘要欄に記載）

区分 1…全部減少した場合
2…一部減少した場合

令和7年中に一部減少した場合
減少した数量・金額を記入し、摘要に残りの数量・金額を記入してください。

摘要
当該資産が減少した事由、その他資産の減少にあたって、必要な事項を記載してください。

令和8年度 償却資産全件リスト

（資料）

所有者コード 10000000

所有者氏名 株式会社 上尾

1 / 1 ページ 6000

種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐年	前年度評価額	特例
1	6700101	駐車場舗装	1	4-03-12	500,000	15	25,000	
2	6000102	プレス	1	3-59-02	5,000,000	9	R7年中に全部減少した場合	
2	7600102	溶接機	2	4-14-09	10,000,000	9	1,032,005	
2	7700101	複写機	1	4-03-10	500,000	5	25,000	
6	6500208	冷暖房機	1	4-18-01	200,000	6	16,756	
6	8600101	金型	30	4-22-06	600,000	2	R7年中に一部（数量20、取得価額40万円）減少した場合	

事業者向け固定資産税償却資産申告チェックリスト（集計版）

各項目を確認の上、左のチェック欄に✓印を入れてください。

- 1 ☐ 令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産ですか。
- 2 ☐ 決算終了後から1月1日までに取得した資産も申告に含めていますか。
- 3 ☐ 耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産ですか。（※）
（※ 取得価額20万円未満で、3年一括償却するものを除きます。ただし、法人の場合は取得価額が10万円未満の物でも個別に減価償却しているものは、申告対象となります。）
- 4 ☐ 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産（合計300万円まで）を必要経費または全額損金算入した資産を含めていますか。
- 5 ☐ 種類別明細書（資産名称、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数）に誤りはないですか。
- 6 ☐ 全資産申告であっても種類別明細書を添付していますか。
- 7 ☐ 屋号、連絡先、担当者名、税理士名等の記入もれはないですか。
- 8 ☐ 上尾市内に存在する資産ですか。
- 9 ☐ 自己所有の家屋部分の申告が含まれていませんか。
- 10 ☐ 申告もれ等による過年度の修正申告が必要ではないですか。
- 11 ☐ 去年の申告と前年度の価額はあっていますか。
- 12 ☐ リース資産は借りている業者名の記入がありますか。
- 13 ☐ 建設仮勘定で経理されている業種で、その一部または全部が1月1日現在で事業の用に供している資産も含めていますか。
- 14 ☐ 簿外資産も含めていますか。
- 15 ☐ 貸付事業の用に供している資産も含めていますか。
- 16 ☐ 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であっても、事業の用に供している資産は申告に含めていますか。
- 17 ☐ 割賦購入資産で、割賦金が未完済でも、すでに事業の用に供している資産を含めていますか。
- 18 ☐ 社宅用、宿泊用等の償却資産で減価償却できる資産も含めていますか。
- 19 ☐ 遊休・未稼働資産であっても事業の用に供することができる状態の資産を含めていますか。
- 20 ☐ 償却資産の価値を高める費用は、改良費として別に申告していますか。
- 21 ☐ テナント入居者が取り付けた建物付属設備は、入居者が償却資産の申告をしていますか。
- 22 ☐ 大型特殊自動車も申告に含めていますか。
- 23 ☐ 無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア等）、観賞用等を除いた動物や果樹その他の生物、自動車税、軽自動車税の対象となる自動車等は申告から外してありますか。